

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の
数の増加及び同組合規約の変更について

地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、昭和四十二年四月一日から、鳥取県町村職員退職手当組合に日野町江府町衛生施設組合及び八頭衛生施設組合を加入せしめ、同組合の規約を次のとおり変更するものとする。

昭和四十二年

三月

十一日提出

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅己
昭和四十二年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

鳥取県町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

第十一条第三号を削る。

別表中「邑法第一中学校組合」の次に、次のとおり加える。

日野町江府町衛生施設組合

八頭衛生施設組合

鳥取県町村職員退職手当組合を鳥取県日野町江府町衛生施設組合及び八頭衛生施設組合に改める
附 則

この規約は、知事の許可を得た日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

(参 照)

第十一条 組合町村は、組合が行なう退職手当の支給に要する費用及び組合の事務費に充てるため、次の負担金を組合に納入しなければならない。

一 一般負担金 その職員の給料月額額の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額

二 特別負担金 その職員が組合から支給を受けた退職手当の金額と条例による基準的な普通退職手当の金額との差額

三 事務費負担金 組合の予算に定める事務費の組合町村職員一人当りの額にその組合町村の職員数を乗じて得た金額